

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、あらゆる企業活動を通じて、お客様、株主の皆様、パートナー企業、従業員との良好な関係を築くとともに、地球環境、ICT市場、市民社会に貢献することにより、よき企業市民として社会的責任を果たし、各々のステークホルダーからの高い評価(満足度)と信頼を獲得する企業を目指しています。

当社は監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立性のある社外取締役による経営執行の監視に加えて、監査役会の半数以上を構成する独立性のある社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,701,200	5.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,552,800	5.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,434,000	3.99
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,466,575	2.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVIO1	2,242,600	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,230,800	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,656,000	1.93
ネットワンシステムズ従業員持株会	1,444,400	1.68
明治安田生命保険相互会社	1,440,000	1.67
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,432,963	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、2015年3月31日現在の状況です。当社は自己株式1,464,925株を保有していますが、上記の大株主には含めていません。割合は発行済株式総数に対する比率です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河上 邦雄	他の会社の出身者								△			
内藤 正祐	他の会社の出身者											
今井 光雄	他の会社の出身者								△			
西川 理恵子	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河上 邦雄	○	株式会社関電工の出身者(平成23年6月まで在籍)であり、同社との間には電気通信工事の受託及びメーカーサポートの販売並びにインストール工事の委託等に関する取引がありますが、当事業年度の売上高は約13百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)、当事業年度の仕入高は約22百万円(同社の平成27年3月期の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。 また、株式会社テブコシステムの出身者(平成21年6月まで在籍)であり、同社との間には構築サービスの受託等に関する取引がありますが、当事業年度の売上高	(1)情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における取締役としての経験を有していること。 (2)経営者や特定の利害関係者との関連が無く客観的かつ中立的な視点から経営に対する助言・監督という職務を適切に遂行できると判断したこと。 上記2点の理由より、同氏を社外取締役に選任し、また独立役員に指定しています。なお、河上邦雄氏は諮問委員会の審議の後、取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。

		は約9百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	
内藤 正祐		――	情報通信事業分野の豊富な知見・経験並びに取締役及び監査役としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと考えたためです。
今井 光雄		日立金属株式会社の出身者(平成25年6月まで在籍)であり、同社との間には、ネットワーク製品の購入等に関する取引がありますが、当事業年度の仕入高は約1,189百万円(同社の平成27年3月期の売上高の約0.2%)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと考えたためです。
西川 理恵子		現在、慶應義塾大学法学部教授であり、同大学との間には電気通信工事の受託及びメーカーサポートの販売等に関する取引がありますが、当事業年度の売上高は約10百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	法学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと考えたためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	9	0	1	4	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	9	0	1	4	0	4	社外取締役

補足説明

取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する公正性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が委員長を務める諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の候補者の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議しています。

なお、上記任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性「その他」に該当する委員は、常勤監査役1名及び社外監査役3名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ定期的または必要に応じて会合を開催し、監査計画、監査実施状況等の報告を行い、相互の連携強化を図っています。

具体的には、監査役と会計監査人とは、半期に1回以上、会合を開催しています。監査役と内部監査室とは、期初、期中、期末の年3回及び必要に応じて適宜会合を開催しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され	0名

ている人数	
-------	--

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊池 正道	公認会計士													
内田 実	弁護士													
中岡 直	他の会社の出身者					△	△							

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊池 正道		――	公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと考えたためです。
内田 実		――	弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと考えたためです。
中岡 直		――	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと考えたためです。なお、中岡直氏は、日本シスコスシステムズ株式会社(現 シスコスシステムズ合同会社)の出身者であり、過去において「当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「当社の主要な取引先又はその業務執行者」に該当しますが、平成11年3月に同社を退職以降、既に16年3ヵ月が経過しており、この間同社と支配関係のない会社(オープンマーケットジャパン株式会社、プロケット・ネットワークス・ジャパン株式会社、日本シンボルテクノロジー株式会社、株式会社日本エアロスカウト)の経営者を歴任しています。以上のことから、中岡直氏は、同社の影響を受ける立場になく、株主利益よりも出身会社である同社の利益を優先する懸念も極めて少ないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成されています。

基本報酬は、各取締役の役位に基づき、その基本となる額を設定しています。

賞与は、全社連結業績(連結売上高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性)及び担当事業部門の業績(売上高及び受注高に関する従業員1人当たりの生産性)の目標達成度等に基づき個人別支給額を決定しています。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、会社業績及び各取締役の業務執行の状況・貢献度等を勘案し支給額を決定します。

なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の決定に際しては、報酬等の公平性・客観性を確保するため、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成する諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションは取締役会の決議により、賞与は株主総会の決議により決定しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、社内取締役のほか、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても株式報酬型ストックオプションを付与しています。

なお、上記ストックオプションの付与対象者「その他」とは当社の執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において取締役、監査役の総額をそれぞれ開示しています。なお、内数にて社外取締役、社外監査役の総額をそれぞれ開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績との連動を強化し企業価値の継続的向上を図るものであること、並びに報酬の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としています。

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成されています。

基本報酬は、各取締役の役位に基づき、その基本となる額を設定しています。

賞与は、全社連結業績(連結売上高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性)及び担当事業部門の業績(売上高及び受注高に関する従業員1人当たりの生産性)の目標達成度等に基づき個人別支給額を決定しています。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、会社業績及び各取締役の業務執行の状況・貢献度等を勘案し支給額を決定します。

なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の決定に際しては、報酬等の公平性・客観性を確保するため、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成する諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションは取締役会の決議により、賞与は株主総会の決議により決定しています。

社外取締役の報酬等の構成は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとし、他の取締役とともに株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への情報伝達については当社経営企画本部を窓口としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役及び取締役会

当社の取締役会は、独立性のある社外取締役4名(内、1名を東京証券取引所へ独立役員として届出)を含む11名(男性10名、女性1名)で構成され、原則として月1回開催し、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。

また、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する公正性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が委員長を務める諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の候補者の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議しています。

(2)業務執行体制

当社は、代表取締役社長のもとに経営委員会（月2回程度開催）を設置し、取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項を適切かつ迅速に審議・決定しています。

また、当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、当社コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築しています。

(3)監査役及び監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む4名（男性4名、女性0名）で構成され、原則として月1回開催し、各監査役による監査の実施状況及び結果についての報告及び意見交換並びに法令及び定款の規定に基づく協議及び決議を行っています。

また、監査役は、当社の取締役会、経営委員会及び諮問委員会に出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べるとともに、経営・業務執行状況の報告を聴取しています。

監査役菊池正道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役の職務を補助すべき従業員を内部監査室に配置しています。

(4)内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室（10名）を設置しており、内部監査室が、会社における事業活動が事業計画、経営方針、社内規程等に沿い、又、法令や社会倫理等に抵触することなく適正かつ効率的に行われているかを調査し、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況をフォローしています。

(5)会計監査

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、当社の平成26年度会計監査業務を執行した公認会計士及び補助者の状況は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 津田 良洋（1年継続監査）

指定有限責任社員 業務執行社員 池田 徹（2年継続監査）

補助者 公認会計士5名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立性のある社外取締役による経営執行の監視に加えて、監査役会の半数以上を構成する独立性のある社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前を目途とし、本年第28回定時株主総会においては5月25日に発送しています。また、招集の決議など法定手続きの完了後、いち早い情報提供の観点から、発送前の5月22日に開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	6月下旬の集中日を避け、本年第28回定時株主総会は6月16日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	第28回定時株主総会（2015年開催）よりインターネットによる議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	第28回定時株主総会（2015年開催）より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知は和文・英文ともに以下当社ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォーム上に掲載しています。 【和文】 http://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting.html 【英文】 http://www.netone.co.jp/english/ir/stock/meeting.html
その他	定時株主総会終了後、当社事業内容についてより理解を深めていただけるよう、事業説明会を開催しています。また、招集通知のカラー化、ユニバーサルデザインフォントの採用等読みやすさの改善を進めています。株主総会においては、議事進行にスライドを用いて視覚的にも分かりやすいように心がけています。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本方針としてディスクロージャーポリシーを以下当社ウェブサイトに掲載しています。 http://www.netone.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年6月16日開催の定時株主総会終了後、事業説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しています。本決算、第2四半期決算は代表取締役社長執行役員、第1及び第3四半期決算は広報・IR室が説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長執行役員が年間3回（ニューヨーク、ロンドン及び香港を各1回）、機関投資家を訪問し、個別ミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下当社ウェブサイトにてIR資料を掲載しています。 http://www.netone.co.jp/ir.html IR資料として、決算情報（決算短信、決算説明会資料）、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知等、対外的に発表した資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR室にIR担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループのビジョンとして規定し、以下当社ウェブサイトに掲載しています。 http://www.netone.co.jp/company/mission.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	法務・CSR室が主管部門となり、ISO14001の認証を取得のうえ、環境負荷軽減活動に取り組むとともに、社会貢献活動を推進しています。 http://www.netone.co.jp/company/csr.html

その他

<ダイバーシティへの取り組み>

多様な価値観や人財が融合することにより、様々な「個」の力を引き出しながら当社グループのシナジー効果とイノベーションを創出することを目的として、2013年10月にダイバーシティ推進委員会(DSC)を発足させ、ダイバーシティを推進しています。

<ジェンダーダイバーシティの推進>

第1ステップとして、ジェンダー(性差)に焦点を当て、ジェンダー(性差)に関わらず、全従業員が生き活きと働き、組織風土を変革して活性化された環境を作ることを目指しています。このための当面の具体的施策として以下の取り組みを進めております。

- (1)全従業員の意識・マインドの変革を目指した啓蒙、教育
- (2)多様な人財のマネジメントスキルの向上を目指した管理職研修
- (3)女性の自律的なキャリア意識形成を目指したキャリア開発教育
- (4)女性の活躍促進のための相談窓口・コミュニティの設置
- (5)ワークライフバランスを促進するための多様な働き方を実現する諸制度(テレワーク等)の利用促進

なお、2015年3月31日現在の女性管理職比率は5.3%(17名)、従業員の女性比率は14.1%(318名)となります。

また、2015年6月の定時株主総会で、女性の社外取締役1名を選任いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業（アドマイヤード・カンパニー）になること」を目指し、以下のとおり、現時点の整備状況を踏まえつつ、内部統制システムの整備・運用状況を定期的に確認し、その実効性の向上のため、継続的改善に努めてまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項は取締役会において審議・決定します。
- (2) 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を選任し、又、取締役の候補者の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議するため、諮問委員会を設置しています。
- (3) 監査役は、法令及び定款との適合性の観点から取締役の職務の執行を監査し、又、監査役会は、監査に関する重要事項について、取締役からの報告を受け、監査役間で協議を行い、又は決議します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における文書の保存及び管理については、「文書管理規程」に定めるところにより行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経済環境の変化、市場ニーズの変化などのビジネスリスクについては、事業・投資に係る主管部門が関係部門の支援・協力を得て、自ら把握・評価し、適時適切に対応します。又、新たな事業・投資については、各主管部門が関係部門の支援・協力を得て、事前にビジネスリスクについて調査・検討を行った後、投融資委員会の審議を経て、取締役会又は経営委員会の決定により、実行します。
- (2) 地震などの不可抗力に起因した事故又は災害、並びに取締役及び従業員の故意・過失に起因した事故又は災害により当社が損失を被るオペレーショナルリスクについては、リスク・コンプライアンス委員会の審議を経て、経営委員会にてリスク・コンプライアンス委員会管理対象リスクを決定し、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しながら、全社的なリスク管理活動を展開します。併せて、当社のリスク管理の基本方針・体制などを定めたリスク管理規程及び関連諸規程の整備・運用改善を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築します。
- (2) 取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定します。
- (3) 主要な事項の執行決定とプロセスは職務権限基準表に定めるところにより行います。
- (4) 業務効率向上の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図るとともに、これを支える情報システム基盤の整備・拡充を図ります。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制に関する重要事項の審議・決定及び運用状況の確認を行うとともに、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、調査結果に基づく事実認定を行い、再発防止策を審議・決定します。コンプライアンス違反が認められた場合には、違反した従業員を就業規則により処分します。
- (2) 「誠実と信頼」(Integrity & Trust)を共通の価値観と定め、取締役及び従業員が遵守すべき具体的な行動基準を示したグループ・コンプライアンス・マニュアル並びに取締役及び従業員の倫理基準を示した倫理規程を制定し、コンプライアンスが当社の継続的成長及び企業価値向上の基礎となるという考えのもと、コンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施します。
- (3) コンプライアンス違反に関する通報及び相談窓口を社内外に少なくとも1箇所ずつ設置しており、社外の通報・相談窓口は匿名方式による報告・相談も受け付けています。又、内部通報制度に関する周知を徹底し、通報・相談者が安心して通報・相談窓口を利用できる環境を整備します。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の管理の主管部門を設置し、投融資等管理規程に基づき定期的に報告を受けるとともに、重要事項の決定に際しては事前に協議します。又、定期的にグループ事業推進連絡会議を開催し、当社グループ各社の諸課題等を共有します。
- (2) 当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、当社グループ全体のリスク管理活動を推進するとともに、リスク・コンプライアンス委員会には、子会社からも委員を選任し、当社グループとして運営しております。又、当社グループに重大な影響を与える事象が発生した場合には、危機管理規程に基づき、迅速かつ円滑な対応を実施します。
- (3) 中期事業計画を子会社も参画しながら策定し、子会社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、その進捗状況等を管理します。
- (4) グループ・コンプライアンス・マニュアルを通じて、当社グループとしての価値観、行動基準を共有するとともに、リスク・コンプライアンス委員会には子会社からも委員を選任し、当社グループとして運営しております。又、当社の通報・相談窓口は、当社グループの役員及び従業員からの通報及び相談にも対応します。
- (5) 当社の取締役又は従業員を子会社の取締役及び監査役として任命・派遣し、子会社の業務執行状況の監督・監査を行います。
- (6) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、子会社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価するとともに、その維持・改善を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を内部監査室に配置するものとします。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員が監査役からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うような必要な体制を整備します。

9. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役が取締役の不正行為、法令・定款に違反する行為及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
- (2) 内部監査室は、内部監査の計画及び実施状況の結果を監査役へ報告します。
- (3) 当社グループの役員及び従業員が監査役からその職務執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告するものとします。
- (4) グループ会社監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の監査役から子会社における監査の実施状況等について報告を受けるものとします。
- (5) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役に報告するものとします。

(6)監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会及び経営委員会への出席を通じ、取締役と情報を共有し、意見交換を行います。

(2)監査役は、半期に1回以上、会計監査人と意見交換を行うとともに、必要に応じて当社関係部門及び顧問弁護士との間で意見交換を行うこととしています。

(3)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

グループ・コンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としています。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社が会員となっている公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・地区協議会、所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化するとともに、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

